

令和3年

災害・環境対策特別委員会会議録

とき 令和3年7月9日

品川区議会

令和3年 品川区議会災害・環境対策特別委員会

日 時 令和3年7月9日(金) 午前10時00分～午後0時33分
場 所 品川区議会 議会棟6階 第1委員会室

出席委員 委員長 安藤 たい作 君 副委員長 大沢 真一 君
委員 渡辺 裕一 君 委員 松澤 和昌 君
委員 湯澤 一貴 君 委員 小芝 新 君
委員 たけうち 忍 君 委員 この 孝子 君
委員 鈴木 博 君 委員 鈴木 ひろ子 君
委員 おくの 晋治 君 委員 吉田 ゆみこ 君

出席説明員 中村 都市環境部長 河内 環境課長
藤田 防災まちづくり部長 滝澤 災害対策担当部長
稲 田 参 事 山本 防災課長
(土木管理課長事務取扱)
平原 防災体制整備担当課長

○午前10時00分開会

○安藤委員長

ただいまから、災害・環境対策特別委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付してございます審査・調査予定表のとおり、特定事件調査、請願・陳情審査、報告事項およびその他を予定しております。

なお、本日は、報告事項に関連し、災害対策担当部長および防災体制整備担当課長にご同席いただいておりますので、ご案内いたします。

また、本日の委員会も、これまでと同様に、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、委員会室のレイアウトを変更するとともに、理事者の出席も必要最小限としておりますので、ご了承ください。

最後に、本日も、特に会議時間が長時間にならないよう、簡潔、効率的なご質疑にご配慮をよろしくお願いいたします。

本日は、4名の傍聴申請がございますので、ご案内いたします。

また、その中の1名の方から録音申請が出ておりますので、これを許可いたします。

それでは、まず、予定表に入ります前に、今後の委員会運営につきまして、正副委員長からご案内させていただきます。

前回の委員会、また、その後期日までにいただいたご意見、ご要望等を踏まえ、正副委員長で検討・調整の上、お手元の「令和3年度 災害・環境対策特別委員会 調査日程（案）」を作成いたしました。こちらをもとにご説明申し上げます。

各調査事項の内容ですが、まず、「避難計画に関すること」につきましては、避難所の運営や要配慮者の避難、在宅避難等、災害発生時の災害種別に応じた避難について、および防災訓練、防災備蓄等、災害が起こる前の対策や区の実践について調査・研究を行ってまいります。

次に、「防災協定に関すること」につきましては、現在締結している災害時協力協定の内容や締結の状況について調査・研究を行ってまいります。

次に、「災害廃棄物に関すること」につきましては、今年度策定する災害廃棄物処理計画について、計画の内容や災害廃棄物の処理に必要な事柄について調査・研究を行ってまいります。

次に、「防災情報に関すること」につきましては、防災に関する情報や災害時の緊急情報等の発信における区の実践や活用している媒体について調査・研究を行ってまいります。

次に、「清掃・リサイクルに関すること」につきましては、品川区一般廃棄物処理基本計画の改定に向け、プラスチック等のリサイクルの推進やごみの削減に向けた取組みについて調査・研究を行ってまいります。

最後に、「環境に関すること」につきましては、地球温暖化対策におけるCO₂の削減や、ZEBの取組みについて、国等の目標に対する区の実践や区有施設での実施状況について調査・研究を行ってまいります。

なお、今年度の当委員会における視察につきましては、新型コロナウイルス感染症の流行状況を注視し、正常化に向けて感染防止に配慮しながら、先方とも相談しつつ慎重に計画し、進めてまいりたいと考えております。

以上、調査の進め方およびその内容につきまして、各委員のご意見もお聞きしながら、今期1年間、このような形をベースに進めさせていただきたいと思っておりますので、ご協力よろしくようお願いいたします。

1 特定事件調査

○安藤委員長

それでは、予定表1の特定事件調査を議題に供します。

本日は、「環境に関すること」について取り上げます。

今回は、CO₂の削減やZEBの区の実績等について、理事者よりご説明をいただき、その上で議論ができればと考えております。

それでは、理事者よりご説明をお願いいたします。

○河内環境課長

私からは、「環境に関すること」といたしまして、CO₂削減を含みます地球温暖化防止対策の推進およびZEBにつきまして説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料、A3カラー刷り、「環境に関すること（地球温暖化防止対策の推進）」をまずご覧いただきたいと思っております。

まず1番でございます。品川区における温室効果ガス排出削減目標および実績値でございます。

まず、CO₂の削減を含みます温室効果ガスの排出削減に向けまして、現在、①区全体と、それから②区有施設、2つの目標値を掲げて推進しているところでございます。

①につきましては、「品川区環境基本計画」におきまして、品川区全体の温室効果ガス排出削減目標を、基準年が2013年度、これは平成25年度になりますが、これを基準にいたしまして、2030年度に40%の削減目標を掲げて推進しているものでございます。

②「品川区職員環境行動計画～しながわ職員エコアクト～」でございますが、こちらにつきましては、区有施設の温室効果ガスの削減目標を掲げまして推進しているものでございます。基準年は同年でございますが、2030年度に同じく40%の削減目標を掲げているものでございます。

次に、2番、都内CO₂排出に占める建物割合でございます。

東京都における「ゼロエミッション東京戦略」におきましても、都のCO₂排出量の7割が建物由来とされている状況でございます。特に大都市環境におきましては、建物で消費されるエネルギーより発生いたしますCO₂の削減が取り組みのポイントとなるものでございます。ZEBや、さらなる省エネのもの、それから再エネの利用拡大、また、再エネ電力契約などを進めていく必要があるものでございます。

以降につきましては、その取り組みについてご説明申し上げます。

3番の区有施設における再生可能エネルギーへの切り替えについてでございます。

現在、区では、お手元の資料に記載のとおり、令和元年度より、9施設におきまして、新築、改修、また指定管理を機会といたしまして、再生可能エネルギー電力への切り替えを行ってまいりました。風力や太陽光、バイオマス発電などを電源としておるものでございます。

また、新築、改築に際しましても、仮設電源が必要となりますが、こういった再生可能エネルギーの推進を行っているものでございます。

4番、太陽光発電システム設置助成事業でございます。

家庭用また業務用としまして、平成23年度より実施している事業でございます。実績については、表記のとおりでございます。

また、5のその他助成事業、低公害車あるいは事業所用LED、ミスト設備などと併せまして、区民、事業者への支援を通じまして、CO₂削減の取り組みを現在も行っている状況ですが、継続的に行ってま

いたいと考えているところでございます。

また、6番、家庭の省エネ家電への買替えについてでございます。

家庭部門のCO₂排出の一定割合を占めていることもございます。また、ほとんどの家庭が関連することでもございまして、家電はおおむね10年程度で買替えサイクルが到来するというものでございますので、その買替えの時期に、機会を逃さず、省エネ性能が向上した型に交換いたしますと、4種の家電品、これは冷蔵庫、照明、テレビ、エアコンが例示として出ておりますが、1世帯当たり459kgのCO₂削減効果というような試算も出ている状況でございます。行政の率先行動と区民、事業者との連携協力によりまして、こういった形で今後もCO₂削減の取組みを進めてまいりたいと思っております。

続きまして、「環境に関すること（ZEBについて）」でございます。

資料は、A3カラー刷りで、同じく「環境に関すること（ZEBについて）」という表記でございますので、お目通しいただきたいと思います。

1番、ZEBの概要でございます。

ZEBには4段階のランクがございまして、その定義でございます。表中、図示してあるものをご覧いただきながら説明を聞いていただきたいと思います。

この性能の区分けですが、共通しておりますのは、そもそも必要なエネルギー、共通一次エネルギー、これは特に省エネ対策をしていない消費エネルギーのことを差しますが、これに対しまして50%以上の削減がベースとなるものの制度でございます。

上位から、ZEB（ゼブ）でございますが、100%以上の達成でございます。これは省エネと創エネを合わせまして、もともと使っているエネルギーが、いわゆる見かけ上なくなるというようなものを差しているものでございます。

また、次のランクといたしましては、75%以上の達成、これは省エネと創エネを合わせて75%以上達成のNearl y ZEB（ニアリーゼブ）というものがございます。

また、省エネだけで50%以上の削減率を達成した場合におきましては、ZEB Ready（ゼブレディ）というものが該当いたします。

最後に、ZEB Oriented（ゼブオリエンテッド）というものでございますが、これは限定的な条件がございまして、延べ床面積が1万㎡以上の場合、用途によって省エネ率を定めたものでございまして、いろいろな省エネ技術を用いたものとして定義されているものでございます。

(2)でございます。ZEB実現に向けた技術でございます。

資料左下の図をご覧いただきたいと思います。

三角形のピラミッドの絵になっておりますが、一番下の大きな階層におきましては、エネルギー消費を少なくする構造や仕組みといたしまして、パッシブ技術と表記されて示されております。外皮の向上や、日射の遮断などが例示されている状況でございます。エネルギーロスの低減を目指す技術がここに該当いたします。

次に、真ん中の階層には、エネルギーの消費そのものを少なくする機器としてアクティブ技術が表示されております。高効率の照明や空調機などが例示されています。

さらに、創エネといたしまして、これはエネルギーを創り出すことでもございますが、太陽光発電やバイオマス発電など、また、風力発電が例示されておりますが、これを加算して、トータルでZEBとして推進する概念のようなものでございます。

こういったものを合わせまして、ZEBの事例といたしまして、資料の右半分を用いて説明させてい

ただきたいと思います。

例示されておりますのが、令和4年度に開設予定の（仮称）品川区立環境学習交流施設館でございます。資料の右上、カラーの断面図がございますが、導入する機器のイメージ図をご覧いただきたいと思います。

主な点でございますが、創エネといたしましては、図の左上付近に表示されている太陽光パネルがございます。また、左下に地中熱ヒートポンプがございます。これは100m級の井戸を6本掘りまして、地中熱を熱交換いたしまして空調に役立てるといようなシステムでございます。

また、アクティブ技術といたしましては、ポンプあるいは送風機のファンのインバーター制御でございます。それから、ちょっと専門的で分かりにくいですが、顕熱と潜熱の分離型空調機でございます。これは湿度をコントロールするために、今までは全体を1回冷やして除湿していたものを、除湿専用の回路を用いることによりまして、全体の設定温度が高く緩やかになるというような技術を応用したものでございまして、全般的なエネルギー消費が節減できるものでございます。

また、パッシブ技術で、Low-eガラスや日射遮蔽大庇というものがございますが、これは窓などで、赤外線などがこちらのほうに入ってこないような工夫のあるガラスというふうにイメージしていただきたいと思います。また、直射日光が直接当たりますと外皮も温められたりしますので、そういったエネルギーロスのないように、庇も大きめにとったりした外部的な構造によりまして、こういったものを支えているというものでございます。

現在、大都市におきましては、土地単価も高く過密な環境で85%の削減というのはなかなか達成が難しいものでございますので、主に大都市におけるZEBの在り方について、多くの情報を、区民、事業者の皆さんに提供できるような要素を含めているものだというふうに考えております。

その下には性能表示が示されておまして、省エネ性能においては星で表示されますが、5つ星で、外皮性能が0.48になったところ、小さい表示がございますが、こういった表示の中で啓発を行ってまいりたいと思います。

外皮性能というのは軽く見られがちですけれども、エネルギーの消費を抑える意味で大変重要な意味を持っております。

例えば、氷が1つあって、普通のコップに入れるのと、魔法瓶に入れるのでは随分溶け方に差があります。熱エネルギーの損失が変わるわけですが、建物の構造など、使う部材を工夫することによりまして、エネルギーを有効活用する技術によりまして、そういう意味でも評価を受けたというような建物でございます。

こういった例示を区民の皆様にご提供しながら、今後のCO₂の削減などに役立てていきたいというふうに考えているところでございます。

○安藤委員長

説明が終わりました。

それでは、本件につきまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

○おくの委員

まず、1枚目の2番、都内CO₂排出に占める建物割合ですけれども、建物が非常に大きな排出源になっているということで、全体の70%以上、確かにそうなのでしょうけれども、建物と言われると非常に大きなくくりになっていまして、一体何なのだと、この資料を読ませていただいたときに思ったわけです。

この建物、確かにそうなのでしょうけれども、この円グラフを見ますと、廃棄物部門から産業部門、業務部門、家庭と、全部含んでいるわけです。言ってみれば、CO₂の排出の原因になっている部分に建物があるというその分析と、それから原因部分を分析するときに一応念頭に置いているのは、対策をどうするかということと両にらみで原因部分を見ていくことになると思うのです。そうすると、建物を原因部分において取り出したというのは、対策を立てるときに、一体どういうことを考えてこの建物を、原因部分において、どういう対策をとろうと思って、あるいは、どういう対策を念頭に置きながら建物を原因のところになんか抽出したのか。産業とか、家庭とか、廃棄物とか、運輸とか、そういうものを原因として抽出するのではなくて、建物というくくりを抽出したのは、どういう対策を念頭に置きながら建物というものをわざわざ抽出したのかというのが私にはちょっと理解できなかったのですけれども、ちょっとくくりが大き過ぎるのではないかと思ったのです。その趣旨をご説明願えればと思います。

○河内環境課長

選んだ原因とか、どうするかという点でございます。

まず、東京を航空地図などで上から見ますと、建物が林立しているのが分かると思います。この建物もそうですけれども、こういった照明や、今、冷房を使っております。その中で人々が事業活動、生活をする上で、こういったエネルギーの使用は不可欠なものでございます。そういったことから、身近な点が1つある点。

それから、建物でございますが、設備は例えば15年程度だとか、建物そのものについては30年程度だとか、一定に寿命が来ます。その際に、こういった高効率の機器などに買い替えるチャンスが生まれます。そうすることによりまして、現状の性能そのままにエネルギーそのものの消費を抑えることができるということで、ボリューム的にエネルギーの消費も多いのですが、棟数、建て方も多いというところでございます。そういう意味で、この建物由来というところに着目したものでございます。もちろん家庭の建て替えの中にも、照明や、それから空調の機器の選び方など工夫点もございます。そういった観点で選んだものでございます。

○おくの委員

なるほど。ただ、その対策は、4番、5番、6番に書いてあるようなことだと思うのですけれども、今おっしゃった建物由来のことが全部4番、5番、6番に必ずしも網羅してあるような気もしないのです。

例えば、5番の(1)では、低公害車買換え支援事業が対策に上がっているわけですね。これは建物ではないですね。

それから、6番は家庭の省エネ家電への買替えについてとなっておりますけれども、これは確かに建物ですけれども、でも、建物の中でも家庭部門に限られているわけですね。業務部門や産業部門の建物だと、また別の対策が出てくるのではないかと思うわけです。

そうすると、原因において建物というものを抽出しておきながら、対策においては、原因において抽出した建物というカテゴリーがあまり生かされていないのではないかというふうにも思ったのですけれども、いかがでしょうか。

○河内環境課長

建物由来、由来ではないという仕切りの問題というお話でございます。

まず、低公害車などにつきましては、表記のとおり、その他の助成事業と書いてある点もございますが、CO₂削減と申しますのは、着目点としてまずは建物があるというようなところでございますが、

それに付随するものも含めましてしっかり推進しませんと、なかなか目標達成にはおぼつかないような状況と理解しております。そういった意味で、多様な施策を用いながらCO₂の削減に向けてという点で、こういった例示をさせていただいたという点でございます。

○おくの委員

建物は1つの手がかりになるとは思いますが、思いますが……、分かりました。

それから、ZEBです。ZEBについては、私、今のような発想をしているのですけれども、原因と対策というのは対応関係にあって、明示していなくても、原因を考えるとときには対策も念頭に置きながら考えられているのだろうというようなことなのではけれども、ZEBについては、原因との関係、どういう位置づけで考えられているのでしょうか。私にとっては、ZEB自体がちょっと唐突な感じもしているのですけれども、そこら辺の位置づけ、要するにCO₂排出との関係の位置づけをもう少しご説明願えればと思うのですが。

○河内環境課長

ZEBの位置づけになるかは分かりませんが、今までCO₂削減の努力、取組みといたしまして、この左下に書いてある技術、例えば、パッシブ、アクティブなどと書いてございますが、省エネ機器の更新など、例えば本庁舎におきましても、ポンプ1台とってみても、省エネ技術の生かされたものに交換など、いろいろ重ねてきたわけでございます。

そしてZEBという用語自体は聞き慣れないものかと存じますが、その集合体として全体を見て、建物としての効果を上げるというふうな仕組みのものとして理解していただければ、CO₂の削減に向けて有効なツールであることがご理解いただけるのではないかと考えております。

○安藤委員長

ほかにございますか。

○たけうち委員

まず1ページの3番の区有施設における再生可能エネルギーへの切り替えについてということで、これは、いわゆる再生可能エネルギーを使った電気への切替えということで、今までもいろいろな学校とかで、一部やってきたと思うのですけれども、そうすると、このコスト的には、電気代ですか、これがやっぱりちょっと上がってしまうものなのかどうなのかということ、それから、今後こうしたものを随時切り替えていくのだろうと思うのですけれども、これは、細かい話ですけれども、昔の東電ではなくて、違う、もうちょっと小さいこれを専門にやっている会社がいっぱいありますよね、そういうところを使っているのか。東電の中にもそういう部門があって、そういうものを使っているのかどうかという、その辺の主には値段がどれくらい上がるのかということ、それが1点目です。

それから6番の省エネ家電、これについては、いろいろなものが、当然、技術の革新によって更新すればするほどエネルギーがかからなくなって省エネになっていくという、必然的に排出量が減っていく。これはありがたいことなのですが、そうすると、一定程度、CO₂の排出量を表すに当たって、例えば係数みたいなものがあって、自動更新みたいな形で、1つ1つのご家庭が新しいテレビに変えたかどうかなどというのは一々区のほうでチェックできるわけではないので、ざっくりと、例えば何年たつたらば、こういった家電から何%分が減るのだよみたいな、そういうものが自動計算されていく、そういうような考えでいいのかどうか教えてください。

それから、ZEBのほうです。ZEBについては、ここに書いてあるとおり、環境学習交流施設が都内で初めてというぐらいだから、それもNearlly ZEBなので、区としては、まずこの環境学習

交流施設と、ただ、こういったすばらしい考え方があるのは非常にいいわけなので、言ってみれば、これからできる施設、または今ある施設の更新に合わせて、この4段階のZEBがある中で、完璧な100%を目指せとは言いませんけれども、Nearl y ZEBなり、ZEB Le a d yなり、こういったものに随時更新というか、やっていこうという、そういうお考えなのかどうか。

それから最後になりますけれども、さっき言ったように、こういった家庭の省エネ対策、冷蔵庫とか、また建物についても更新、新しくなれば当然排出量が減っていくわけなので、ただ、お役所は、区の施設だとかそういうところは、お金がある程度あるわけだから、こういった新しいものに替えていくにはお金がかかるわけですね。そうすると、家庭はなかなか、今、大変な中で買替えができないような方がいるかもしれません。それで、国のほうでも、これだけ削減目標を立ててやっていこうとしているわけだから、これから恐らくいろいろな形で支援策が出てくると思うので、そうしたものをすごくタイムリーに区民が使えるように情報提供していかなければいけないと思うし、また、場合によっては、全部が全部ということではないけれども、効果的なものがあるならば、区がそこにさらに横出しだとか上乘せとか、そういったことも考えていかなければいけないので、その辺の取組みの意欲というか、そこをお示しください。

○河内環境課長

4点ほどのお伺いでございます。

まず、再生可能エネルギー、電力でございます。

こちらの9施設におきまして適用している電力でございますが、次の2点に重きを置きまして選定しております。

1つは、価格でございますが、もう1つ大きなところは、各会社によって排出係数が変わってまいります。そういったところのバランスを見ながら、こういったところの契約を結んでいるという状況でございますので、何でもかんでも再生可能エネルギーを導入したからということではないというところで、慎重に進めている点が1点でございます。

それから、省エネ、家電などをやった後の各家庭の状況の把握でございます。これにつきましては、1件1件というところではございませんが、区全体の排出量の把握といたしまして、私ども、個別に委託業者に頼みまして、家庭部門、産業部門などの原因究明に向けて分析を行っているところでございます。そうしたトータルの中で分析を進めながら施策を打っていきたいというところでございます。

それから、ZEBでございます。

区有施設におきましては、もちろん更新、新築などの機会を捉えまして、こういった概念を進めていきたいところでございます。

現在のZEBの状況でございますが、208件ほどの統計データがございまして、そのうち100%のZEBにつきましては数件程度しかございませんが、Nearl y ZEBにつきましては数件ございます。そのうちの地方自治体は8件でございますけれども、Nearl y ZEBは当施設のみというところでございます。

それから、ZEBの取得につきましては、おおむねゼネコンの研究棟が多くを占めている状況でございますが、そういった実験施設におきましては120%などというような数値も出ている状況でございますが、なかなかNearl y ZEBに至るような施設は出てきていないような状況でございます。

また、大都市圏におきましては、私どもの区施設が唯一というところの認識でございます。

そのほかZEB Le a d yにつきましては、7割6分ぐらいがこれに該当いたしまして、高精度な

省エネに励んだ結果というところでございます。

今後もこういったZEB技術を生かせるところを事業者の方々にご紹介しながら、こういった施設の交換に向けまして努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、家電の買替えの件でございます。

まず、買替えにお金がかかることは間違いないことではございますが、一方で、耐久消費財の家電につきましては、各家庭で必ずお買上げになられている状況でございます。その中で、例えば冷蔵庫でございますが、大きいものから小さいものまでいろいろ容量がございます。これは容量に応じて消費電力が違ふと思いきや、一番いいのは、大型の500ℓ以上のもの方が消費電力が少ないとか、そういった情報も併せて、買った後の維持費も含めまして、そういった情報を環境交流館なども含めまして区民の皆さんに情報発信、それから、都などが行っております支援情報も併せまして発信したいという考えでいるところでございます。

○たけうち委員

ありがとうございます。そうすると、家庭の省エネ家電について、ちょっと私の質問の仕方が悪かったのかもしれないですけども、委託業者に委託をして実態をあらあつつかんでいくということですけども、国とか都のほうから、例えばこういった部門については、こういった更新が随時進んでいくので、これくらいの係数をという、何かそういう示しがあるのかどうか、決まりがあるのか、そういうものがなくて、区で全部そういうものを削減したCO2排出量を計算していくのかという、そこを教えてくださいということと、それから、ZEBについては、先ほどのお話だと、ZEB Leadyは、もう76%ぐらい、品川区の建物は該当していると、こういうお答えでよかったのか、あとで教えてください。

それとあと、これはこれからのお話で答えが出ないと思うのですが、今、コロナ禍の中で、さっき、建物の排出量がありましたけれども、実態として建物全体では分かりませんが、産業が少しストップしているような状況があるので、場合によっては、そういったものが、例えば来年度とか、再来年度とか、今年度も含めて、一部少し排出量が減っていく傾向が出てくるのかと思うのだけれども、それも含めて、区でそれを調査しろと言っても難しい話なので、さっきの話と連動するのだけれども、一定程度、こういったものについての動きはこういう係数を使うのだとか、何か国からそういうものが出てくるのかと思ったのですが、その辺の動きがあれば教えてください。

○河内環境課長

係数のお話でございますが、現在の電力業界におきましては、脱石炭ということで、排出係数の低減に向けて努力していると聞いています。

電力事業者、例えば、東電、東ガス、中部電力などが連合して行っております電力協議会におきましては、2030年度におきまして目標値として0.37まで電力係数を低減していきたいというところで示されているところでございます。

一方、品川区における分析ですが、業務部門がやはり46.7%ですが、家庭部門も28.3%ということで一定数占めている状況でございます。その中で、どういう電気を使われているかという点につきましては、今後の把握に努めたいというところでございますが、一定ボリュームも把握してございますので、そういった目標に向けまして進めていきたいと思っております。

それから、ZEBの説明で、紛らわしくて申し訳ございませんでした。全国の値でございますが、品川区においては、まだまだこれからの状況でございます。多く取得されているところは、最近、コンピ

ニエンスストアなど小規模店舗で冷凍機などを使うところもいろいろ出てきておりまして、そういった意味では、区内の事業者に向けての発信もできるかなというふうに考えているところでございます。まだまだこれからの分野でございます。

○安藤委員長

ほかにごございますでしょうか。

○吉田委員

私から、最初、細かいところですけども、区有施設における再生可能エネルギーへの切り替えについての、上から3番目の施設名が「防災センター」というふうになっておりますが、これは第二庁舎全体、防災センターという、その一部、第二庁舎はなぜ切り替えができたのかと伺ったときに、本庁舎の分のサーバーとかが全部第二庁舎にあるので、電力の使い方が安定しているということだったので、防災センターとなると、ちょっと違ってきますよね。その辺、1回確認させてください。ホームページでは第二庁舎となっております。

それから、ちょっと戻りますけれども、最初の品川区全体の温室効果ガス排出削減目標の実績値と長期目標、区有施設のものというのと両方出ておりますけれども、今、2021年、これは2019年の実績ということだったのですが、なかなか厳しい実績かなと思うのですが、その辺について、今はもう次年度が長期計画の見直しということですので、もっと強めの目標になっていくと思うのですが、その辺、今どのように実績を評価していて、さらに強めるための今のこのいろいろな案だと思うのですが、その辺の評価をぜひ伺いたいというふうに思います。

○河内環境課長

3番の再生可能エネルギーの件でございますが、表現につきましては、おっしゃるとおりのものでございます。切替えにつきましては、そうでございます。

それから本庁舎につきましては、現在、改築なども予定されていることから、こういったものを積極的に取り入れたいというものでございます。

それから、実績に対する評価でございます。23区全体を見回してみますと、やはり打つ手も限られていることから、おおむね10%前後の削減ということで推移している状況が見て取れる状況でございます。今後といたしましては、これに甘んじることなくではないのですが、先ほど申し上げました排出係数に伴いまして、これは電力一定だと、1割、2割は下がってまいります。消費電力量をいかに抑えるかという点も大事になってまいります。

そのほか、生活の中で、やはり消費マインドを衰えさせることなく、こういった節約を向上させる意味では、家電品というものを使いまして、これをツールにいたしまして、皆さん、ライフスタイルの中で、いかにCO2の削減に取り組んでいただけるかというところを皆さんに意識づけしながら、多くの分野に対してこういったものを働きかけていきたいというようなところで、周知、教育というのはおこがましいですけども、皆さんの意識を変えませんと、やはり大きなCO2の削減には結びつかないことも分かってまいりました。そういったところを用いまして、交流館の中では、講座や説明会などを含めまして、事業者や区民の皆様に対しまして、しっかりとこういった有効策について周知徹底を図りたいというところでございます。

○吉田委員

分かりました。ぜひその辺は進めていただきたいのですけれども、区有施設の再生可能エネルギーについては、月見橋在宅サービスセンターまでは契約書の中身を確認させていただいて、R

RE100プランをみんな選んでいるということなのですが、この契約する会社の中には、結構それ以外のとか、例えば、あるところでは、ごみの焼却による発電が多かったりするのです。品川区の契約は、ごみ発電を10%以下に抑えるという内容になっているのを確認しておりますが、その会社の選定の仕方とか、そういうことも今後はぜひ進めていくべきだと思うのですが、今、その先の東品川文化センターから先は契約書の中身を確認していないので、どういう方向、RE100で大丈夫ですよねというのと、それから、その辺の会社の選定の仕方、先ほどいろいろな、全部再生可能エネルギーなら何でもいいということではないとおっしゃったので、その辺は安心しているのですが、一応確認させていただきたいと思います。

それから、これから先の方向になるのですが、その再生可能エネルギーも、その発電の中身をよく確認しないと、発電する過程でCO2を発生させているという例が、簡単に例を挙げると、パームヤシの殻を輸入して、そこから再生可能エネルギーを取り出しているということで、パームヤシの殻を輸入していること自体が、現地での大規模な開発につながっていたり、そういうことがあると思うのです。だから、今後これは難しいことだと思うのです。品川区として自治体だけで全部できるとは思わないのですが、その辺についての見解があれば伺いたいと思います。

○河内環境課長

再生エネルギーのまず量というよりも質の問題についてご意見をいただいたところでございます。

バイオマス発電の定義につきましては、現状このような定義になっておりますが、社会的常識もとらまえて、他の状況も踏まえて、今後、精査していきたいという考えでございます。

それから、発電システムにおけます、今、パーム油の話も出ましたが、発電のやり方によりましては、輸送や、それからやり方について、二次的なCO2の発生を要するものも出てきようかと思っておりますので、そういったものを精査しながら、全体的に正味のCO2削減に向けて、意思の精査をしていくようなところをしたいと思います。

○吉田委員

では、最後に意見ですが、本当に難しいことで、品川区単体だけでできることではないと思っておりますが、ぜひその方向で進めていただきたいと思います。

2番のこのデータの出し方ですが、私もこれ、ちょっと分かりにくいなと思っていて、例えば、廃棄物部門となっていますけれども、それはどの辺の廃棄物が含まれるのかとか、家庭部門の中にも廃棄物がありますし、建物全体にも廃棄物がありますし、ちょっとその辺が分かりにくいなと、今議論したいことについて、こういうふうに絞ってこういうデータを出したということが今後あると、この委員会での議論がしやすいと思います。これはゼロエミッション東京戦略のデータをもとに作成ということだったので、都内全体のことであり、難しいところもあると思うのですが、品川区のことを議論するときには、できる限り品川区の中での考え方に基づいたデータを今後出していただけるとありがたいと思います。これは意見です。

○安藤委員長

ほかにごありますか。

○鈴木（ひ）委員

4番の太陽光発電システムについてですが、買取価格の問題とかもあると思うのですが、令和2年度は、家庭用が若干増えているのですが、この背景とかが何かありましたらお聞かせいただきたいと思います。

それから、業務用というところは、ほとんどないような状況。令和2年度も1件だけということですが、これが進まない理由は何なのか伺いたと思います。

それで、太陽光発電も、一時本当に進めていこうということで、品川区、それから東京都、国、合わせてかなりの助成額が出ていたものを削減されていると思うのですけれども、区の考え方として、太陽光の助成というのは、これからも広げていきたいという考えがあるのか。また、区有施設なども、太陽光発電はできるだけ再生可能エネルギーというところで、これは一度つければコストがかからずに発電ができるというところでは、本当に有効なシステムだと思うのですけれども、区としての考え方についてお聞かせいただきたいと思います。

○河内環境課長

太陽光発電システムに関するご質問でございます。

まず、令和2年度増の背景でございますが、周知徹底というところに力を入れたというふうに、分析の方向で報告を受けているところでございます。制度自体は変わっておりませんので、そういった方向で今後も周知啓発に向けて力を入れたいというふうに考えております。

それから、業務の頭打ちというのは変ですけれども、一定量増えない状況でございますが、経済的背景も相まりながら、必要需要の一定数に達している状況もあるのかなという分析がありながらも、太陽光発電につきましては、委員のおっしゃるとおりでございます。大都市圏におきましては、ほかにならざるを得ないほどの有効な策でございます。今後、区有施設におきましても、こういった検討を進めながら、全体のCO2の削減に向けて取組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○鈴木（ひ）委員

これはピークのときはかなりの助成額が出ていまして、たしかあのか、50件を超えたのではないかと思うのですけれども、区が予定していた以上に申請が多かったというときがあったと思うのです。それから助成がすごくぐっと下げられて、私はこれは国の原発政策によって太陽光発電が抑制されたということから来ているものだと思うのですけれども、改めて、これから原発を抑えて再生可能エネルギーのほうに変えていくという点では、太陽光発電を区の戸建住宅のところもどんどん進めていくことが大事だというふうに思っていますので、ぜひ補助金の復活とかも、さらに元に戻していただいて、周知徹底をしていただく中でこういうふうな形で件数が増えているということですので、周知徹底と併せて、コスト的にも支援をしていただいて、広がるような取組みにぜひしていただきたいと要望しておきます。

○安藤委員長

ほかにごございますでしょうか。

ほかになければ、以上で特定事件調査を終了いたします。

2 請願・陳情審査

- (1) 令和3年請願第5号 「第6次エネルギー基本計画策定に当たり、再生可能エネルギーの更なる活用促進を求める」意見書を国に提出することを求める請願
- (2) 令和3年陳情第23号 ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する陳情

○安藤委員長

次に、予定表2の請願・陳情審査を議題に供します。

- (1)令和3年請願第5号、「第6次エネルギー基本計画策定に当たり、再生可能エネルギーの更なる活

用促進を求める」意見書を国に提出することを求める請願、(2)令和3年陳情第23号、ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する陳情を一括して議題に供します。これら2件の請願・陳情ですが、関連する内容のため、一括して説明、質疑を行い、その後、その取扱いについて、1件ずつ各会派のご意見を確認した上で、採決を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、これら2件の請願・陳情は初めての審査でございますので、書記に朗読してもらいます。

[書記朗読]

○安藤委員長

朗読が終わりました。

それでは、これら2件の請願・陳情に関しまして、理事者よりご説明願います。

○河内環境課長

私からは、関連するものとしまして、品川区の温室効果ガス排出量削減に向けた取組みにつきまして、ご説明させていただきたいと思います。

恐れ入ります。A4の資料をお目通しさせていただきたいと思います。

取組みの計画名でございますが、「品川区環境基本計画」でございます、計画期間は記載のとおりでございます。

経緯でございます。

①から⑦まで計画名が列記されておりますが、この①の前段といたしましては、1992年の気候変動枠組条約、これはリオデジャネイロで行った地球サミットのものでございますが、あるいは1998年の京都議定書、また98年の温暖化対策推進法がなされる中で、私ども区もこれを受けまして、①にございます地球環境問題への取組方針を定め、また、②以降のものを鋭意計画してきたものでございます。これを踏まえまして生まれたのが「品川区環境基本計画」という位置づけでございます。

こちらの削減目標でございますが、令和12年度における温室効果ガス排出量を、平成25年度比で40%の削減というところで、2013年度を基準といたしまして、40%の削減を目標とするものでございます。

計画の方針でございますが、2点ございまして、1つは、社会的動向や技術的動向、こういったものを踏まえまして、時勢に合った計画にしていくという点です。

それから2点目でございますが、国や都の新たな計画などとの整合を図るものでございます。

重点的なものとしましては、低炭素エネルギーの活用のほか、これを用いました快適、省エネルギーなどを掲げておるものでございます。

今後の予定といたしまして、当該計画におきましては、令和4年に中間見直しの予定でございますので、こういったところの検討を進め、推進してまいりたいものでございます。

○安藤委員長

説明が終わりました。

それでは、本請願・陳情につきまして、ご質疑、ご意見等がございましたら、ご発言願います。

○鈴木（博）委員

今、課長からのご説明を伺ったのですが、品川区の環境対策、環境基本計画は、国よりもむしろ進んでいるのではないかというような印象を持ったのですが、その具体的な国との違いとか、品川区は今、いろいろと積極的に非常に高い数値目標を掲げて、一生懸命対策とかをされていると思うのですが、もう少し具体的な内容と、今後のさらなる取組みについてもう少し詳しいご説明を、要するに、この審議

の材料にするためにお願いしたいと思います。

○河内環境課長

削減値の内容についてのご質問でございます。

まず、品川区の取組状況でございますが、現在、先ほど申しましたとおり、40%の削減目標を掲げているところでございます。これは国が26%を掲げている中で、あえてチャレンジングな内容として掲げたものでございます。見直しの段階におきましては、これをさらに国、都の状況を踏まえまして精査をしてみたいというものでございます。

現状の達成率との見合いで考えますと、大変高いハードルではございますが、社会的に果たすべき役割といたしまして、40%はまずクリアしていきたいというところでございます。

先ほどの省エネ技術の広汎も含めまして、電力業界のエネルギーの選択など、そういったものを組合せまして、また、私どもの区には、来年度、環境交流館というものもでき上がります。新たなZEB技術の広汎に向けまして、こういったものを有効活用しながら、区民、事業者の皆様の環境意識を高めながら、全区一丸となってこの達成に向けて取組んでまいりたいというところでございます。こういった高い取組内容につきまして、達成に向けていろいろハードルも予想されているところではございますが、皆様のご協力のもと、一丸となって取組んでまいりたい所存でございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

○鈴木（博）委員

よろしく願います。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

○おくの委員

今のご説明の続きなのですが、国より高い目標ということでしたが、請願で出ている、この間、菅首相が出した目標の以前の段階での話ですよね。国が2013年度比で26%の目標を掲げているときに、品川区は40%の削減目標を掲げた、だから国より高い目標を掲げていると。それに対して、この請願には、菅首相が、2013年度比で46%の削減目標を掲げたというのが、この請願にあらわれている話で、来年度以降、品川区も、多分これを踏まえて考えていくというような理解でよろしいのでしょうか。

○河内環境課長

おっしゃるとおりです。

○おくの委員

それで、そういうふうには、それこそ時代は進展しているというか、変わってきているので、国ですら、そういう高い目標を掲げるようになった。品川区も、もともと国を超えるような高い目標を掲げていた。

この請願は、その高い目標を達成するだけではなくて、国の目標値だけではなくて、その目標達成のためのエネルギー政策にまで踏み込んで、電源構成における原子力発電をなくすこと、それから、再生可能エネルギーを60%、さらには100%にしていくことを国に対して求めるよう区に求めているわけですね。それから、石炭火力発電をなくすことを国に対して求める意見書を提出してくださいということを求める項目で、これがまさに今、気候変動問題で論点になっていることだと思います。非常にポイントだと思います。

まず、原発に関して言えば、もう本当に3・11以来、ちょうど10年の節目の年、ここに書いてあ

るとおりでして、にもかかわらず、いまだに原発、3・11の被害は克服されていないという事態があって、いかに原発が大きな被害を人々の生活にもたらすのかというのは、私たちが今、目にしているところですし、しかも、あの被害をどういうふうに収めていくかという見通しも立たない、汚染水をどうしたらいいかということすら、政府ですら対策を示せないような状況です。廃炉にするためにはどうしたらいいかということも対策を示せないような状況です。

気候変動という環境問題を解決するために、原発という環境に対する計り知れない影響をもたらし、その環境を壊してしまうようなものを対策として持ち出すというのは矛盾も甚だしいわけで、やっぱり原子力発電は、この請願のとおり、即刻廃止するというのが常識的に当然のことだと思います。

それから、石炭火力発電が二酸化炭素を出すというのは当然のことで、世界中、各国でこれを縮小・廃止していくというのが当然の流れになっていて、それに固執しているのは日本ぐらいだと思います。ですから、この請願は、本当に私としては当たり前のことを述べていると思うのですが、来年から審議される品川区の環境基本計画についても見直しということになっているのですが、そういうことも考慮されて、要するに、もともと国の上をいっていたような計画ですから、そういうことも考慮しながらということはもちろんお考えになっていると思うのですが、その点いかがでしょうか。

○河内環境課長

CO₂の削減に向けまして、そのような結果が用いられますように、基礎自治体としての役割を果たしてまいりたいと思っております。エネルギー政策などにつきましては、自治体としての役割の中でとらまえているものでございます。

○おくの委員

基礎自治体の役割というと、本当は地方自治法によれば、福祉の増進ということなのですが、そうすると、福祉の増進ということであれば、人々の幸せを増進させる、つまりは、なりわいを破壊するとか、暮らしを破壊するということではなくて、それを増進させていく、よりよいものにしていくということだと思います。あるいは環境をよりよいものにしていくということだと思います。そうすると必然的に、既に目の前で展開されて実証されているような原子力発電を即刻廃止するとか、CO₂を出すような石炭火力発電はもうやめようというような、世界の流れになっているものは当然廃止していくというような意見書を出す、意見書を出すというか、そういうものはなしにしてしまおうよというような誰かが言っているような流れというのは、当然踏まえるということになるのであって、基礎自治体の役割というのは国の言うことを聞くというような話ではないと思うのですが、それは当然ご理解の上だと思っております。いかがでしょうか。

○河内環境課長

CO₂の削減に向けまして、品川区環境基本計画の中でしっかりと取組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○おくの委員

地方自治体の役割というのは、私の申し上げた福祉の増進だということを地方自治法どおりに解釈して、踏まえた上でやっていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

○渡辺委員

ゼロカーボン達成に向けての考え方をお聞きしたいと思います。こちらは、陳情の文面にもあるよう

に、ゼロカーボンシティ宣言を求められています。宣言というものは1つの手段ですが、大事なものはやはり中身の実効性であったり、同種の取組みだと思っております。この辺、別に、多分相違はないと思うので確認のために伺います。

宣言に限らず、ゼロカーボンに向けた品川区の方向性、国、都の流れもあるのですが、恐らく相違はないというところを、取組みで、あるいは方針としてどうかだけ教えてください。

○河内環境課長

今、委員がおっしゃられたとおりでございます。国などの動向も踏まえまして取組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○安藤委員長

ほかにございますか。

○たけうち委員

1つは、この品川区でつくっていただいた資料で、単純なミスかもしれないですけども、計画期間が「平成39年」になっていて、もともとが「平成39年」になっていたからだと思うんですけども、ホームページのほうは「令和9年」となっている。多分、単純なミスだと思うので、これは「令和9年」ということで思っておけばいいかと思えます。

それと、今、渡辺委員からもあったとおり、ゼロカーボンのほうの陳情の、ここに1から3まで出ている内容については、これはもう今までも品川区は心がけてやってきたし、国のいろいろな方向を受けて、これからもこれを推進していくということでもいいのかどうかということと、それから、陳情者の方が区外の方で、この方について、私のほうには直接何かお話があったりとか、なぜかという、区外の方なので、なかなか区外から来る場合というのは、結構、意見書を求めるとか、そういう形で郵送か何かで来て、品川区の議会の例で言えば、参考送付になるのですけれども、恐らく郵送ではなくて持ってこられたので、こういう形で陳情審査を今しているのだと思うのですけれども、ちょっと違和感があるというか、マイナスの意味ではなくて、そういう面で区のほうで何かこの方が、例えば品川区だけではなくて23区全部もしくは東京都内全部にこういうものを出しているのだとか、何かそういうことがお分かりになったら結構ですが、教えてください。

○河内環境課長

CO2削減の取組みでございますが、現状行っていることの方針などをベースにしながら、さらにペースアップしていきながらも、内容の充実を図って、CO2削減を目標値に向かってやっていきたいというところでございます。

2点目のご質問に関しての統計的なデータにつきましては、なかなか発表するデータもなくというところでございますが、他区並みにはきちんとやっているという状況でございます。また、宣言されている区が9区ほどございますが、そういったところの達成値などを見合いましたら、品川区は十分な実績値を上げているところでございますので、そういったところも踏まえまして、今後進めてまいりたいと考えております。

○安藤委員長

質問の趣旨と違うのですよね。

○河内環境課長

申し訳ございません。他区に出しているかどうかの状況は踏まえておりません。失礼いたしました。

○たけうち委員

分かりました。我々のほうで確認すればよかったのかもしれませんが、あえてしていませんけれども、今のお話でいくと、この宣言云々ということは、これからどうなるかは別にしても、いずれにしても、ここに載っていることはもう既にやっているし、これからもやっていくということで、この陳情者の方にそこをご理解いただけたのかなと、ちょっと思いました。これは意見です。

○安藤委員長

ほかにございますか。

○吉田委員

今さらで本当にお恥ずかしいのですけれども、品川区環境基本計画で国より高いCO₂削減目標を掲げて、その実効施策として、区庁舎への再生可能エネルギー導入を進めるという認識に至った、何かその時点での議論とか経緯とかを把握していらしたら教えてください。

○河内環境課長

はっきりした経緯というようなデータはございませんが、それ以前、環境ISOの取組み時点から、グリーン電力の購入などに向けまして、CO₂排出に向けた取組みなどを進めてきたところでございます。そういったところから再生可能エネルギーに向けた取組みも進んだというふうに推察しているところでございます。

○吉田委員

ありがとうございます。恥ずかしながら、今でこそ、この間の一般質問でも品川区が国より高い目標をこの当時掲げて、進んだ考え方でしたねということの評価させていただいておりますけれども、これに気づいたのは、ほかからの指摘でした。

昨年、生活者ネットワークは、ほかの環境NGOと一緒に東京都内全体の電力調達の状況を調査いたしました。その中で、実はその時点で私は品川区の意欲的な取組みを知らず、その調査の仲間から、品川区って、すごいね、国より高い目標を掲げているのですね、CO₂の削減を、再生可能エネルギーを導入するということでやっているのですね、品川区はいろいろなことをやっているのですねということの評価させていただいて、初めてこの数字を認識したということです。調査報告会は品川区にも参加をしていただきました。だから、もしかすると、この陳情者の方も、そういう品川区のことをご存じで、こういう陳情を出してくださったのかなと、これは私の勝手な理解なのですけれども。

この請願者の方が気にしておられるのは、CO₂削減の方向性は国全体で進めようとしていて、それはいいのだけれども、それを原子力発電とか化石燃料、石炭火力発電とかを持続しながらやろうとしていることに問題意識を持たれての請願だと思います。そういう意味で今質問をしました。品川区として、今後もCO₂削減を再生可能エネルギーで進めていこうというお考えはぜひ継続していただきたいのですけれども、今年度、見直しの議論だというふうに伺っております。この間、一般質問でもいたしました。前向きなご答弁のようにも聞き取れたし、もう少し強い決意もいただきたかったなと思うのですけれども、その辺、改めて今の環境基本計画のCO₂削減を再生可能エネルギーの推進で進めるというお考えについて、確認をさせてください。

○河内環境課長

再生可能エネルギーの件でございます。CO₂の削減におきましては、再生可能エネルギーの利用というのは大きなポイントだというふうに認識しているところでございます。40%という高い目標に向かいまして、多くの分野全て、本当に血みどろの思いで全て這い上がっていく必要がありますので、そういったところも踏まえまして、再生可能エネルギーについてもしっかりと進めてまいりたいというところ

ろでございます。

○吉田委員

分かりました。品川区の見解としては、そういう方向であるということで理解をさせていただきます。

○安藤委員長

ほかにごございますでしょうか。

○鈴木（ひ）委員

国の計画、今は第5次エネルギー基本計画、今度は、ここにあるように第6次エネルギー基本計画が今年作成されるということになると思うのですけれども、この国の基本計画に品川区がどのような影響を受けるのかというところをお聞かせいただきたいと思います。

それと、第6次エネルギー基本計画は、今年の夏ぐらいまでに策定されるという方向で議論が始まっていると書かれていたものがあったのですけれども、具体的に、いつ頃までに、国のことなので分かたたらということですが、いつ頃までに、どういう会議体でこれが策定されるのかというところが分かたら、教えていただきたいと思います。

○河内環境課長

まず、エネルギー計画の影響でございます。次のエネルギー計画の中では、水素エネルギー、水素利用の社会に向けまして、そういったエネルギーの活用も含まれてくるというようなところも情報としては、確定ではございませんが、そういったものも情報として得ているところでございます。

また、脱石炭といったしまして、現在、火力の約半数が石炭火力でございますが、そういったところの低減に向けてというところは情報としてつかんでいるところでございます。

そのほかにつきましては、CO₂の削減に向けて有用なところについては取り入れてまいりたいというところでございます。

○安藤委員長

スケジュールがもし分かれば。

○河内環境課長

失礼しました。見直しのスケジュールでございます。環境基本計画の推進時代になっておりまして、来年、令和4年度からスタートするものでございまして、内部につきましては、部課長級を中心とした内部会議とともに、外部運営を入れまして、環境活動推進会議などの諮問をかけながら、そういったものを決めていくというような状況でございます。

○安藤委員長

すみません。国の第6次エネルギー基本計画のこと……。

○河内環境課長

すみません。そこにつきましては把握しておりません。失礼いたしました。

○鈴木（ひ）委員

陳情のほうに書かれていた気候非常事態宣言、これが全会一致で採択されたということですが、本当に今、地球温暖化を要因として、地球規模で様々な災害が起こってきていると思うのです。今この日本でも、水害、豪雨災害が、何十年に一度というふうに言われていたものが、毎年様々なところで発生するということでは、やはりこのCO₂削減が待たなしの課題だというのが、全会一致で確認されるという、そういう時代になっているというところがまず前提にあると思うのです。そのような中で、それを具体的にどうするのかというところから出されてきたのが、今回のこの請願だと思うのです。

そういうところで、ここでは品川区議会から国に意見書を出してくださいということが書かれているのと併せて、区からも国に同趣旨の文書を提出するように区に働きかけてくださいということで、議会と区の両方からぜひ意見書を上げてくださいというのが今回の請願だと思うのですが、そのようなところで、脱炭素、脱原発社会に向けて、再生可能エネルギー主力電源化の実現と、こういう方向での政策転換ですよね。第5次エネルギー基本計画とは政策転換を主眼とした計画とすることというのが第一番目で、それから、具体的などころの目標というところで書かれているわけですが、そういう点では、区も文書を、意見書を出してくださいという、区からも出してくださいというこでの請願ですが、区としては、脱炭素、脱原発、このところについては、どう考えられているか、お聞かせいただけたらと思います。

○河内環境課長

国のエネルギー政策でございますので、区としてそのような考えを示す予定はございません。

○鈴木（ひ）委員

残念ながら今の自公政権の中で、原発が9基再稼働されていますよね。さらに再稼働を進めるというのが、原発の今の自公政権の姿勢だと思います。私はここを根本から転換することが必要だと思いますけれども、この請願に対して意見書を上げていこうという、上げてくださいという請願なので、ぜひ自民党、公明党の皆さんに、この脱原発というところで、ぜひ一致していきたいというふうに思うのですが、この点でご意見を伺えたらと思います。これだけの福島の事故を起こし、そして原発ほど高コストなエネルギー政策はないということが明らかになりましたよね。核のごみの問題、それから福島のデブリさえも取り出せない、そういう状況、それから汚染水の問題、それから福島で、ふるさとに、自分の家に帰れないという人が何万人も出ているという、これだけの事故を起こしながら再稼働を進めるというのは、もうきっぱりとやめて、再生可能エネルギーのほうに大きく転換するというのがなければ、再生可能エネルギーのほうに行かないというのが今の状況だと思うのです。そのところについて、ぜひ自公の皆さんからもご意見をいただきたいと思います。それが1点です。

それともう1つ、脱炭素の石炭の火力発電の問題ですが、これも、ここで書かれているように、改正地球温暖化対策推進法というものが全会一致で成立したということなのですが、その前に、今年の5月20日、21日に、G7で気候・環境大臣会合がありまして、共同声明が出されているのです。そのところでは、石炭火力発電を全廃するという文言がないということが世界から指摘されているわけです。これはG7の日本以外は全て石炭火力発電を全廃するということを、いつまでに全廃するということを既に全ての、フランス、ドイツ、カナダ、アメリカ、イタリア、イギリス、出しているわけです。だけど、日本だけが出していないのです。そういうところに対しても、私は出すべきではないかと思うのですが、その2点について、自民党、公明党のほうから、どのような思いなのか、ご意見を伺えたらと思います。

○安藤委員長

これは請願・陳情審査なので、委員間同士の意見交換というの、もちろん活発に行っているものになりますので、今、鈴木ひろ子委員からそういう投げかけがありましたけれども、別に自民党、公明党に限らないのですが、委員の皆さんで、もしご意見、ご見解がありましたら、どうぞ。

○渡辺委員

今、委員長がおっしゃられたように、請願・陳情の審査を私達はやっているのですが、その個々の見解というよりも、この請願の審査に集中して、それに沿った形で意見表明するのが今の役割だと思って

います。そうご理解いただければと思います。

○たけうち委員

意見ということですが、ご存じだと思いますけれども、今これだけの経済大国になった日本が、工場だとか、我々もよく知っている冷暖房、いろいろな便利な生活を維持するのに、どれだけのエネルギーが必要かという中で、いきなりこの原発を全部止める、石炭、エネルギーを全部止めたらどうなるのですか。その計画を立てて、さきの様々なそういう原発の事故も踏まえて、これを理想としてはなくしましょう、ただ、今すぐなくせるのかというふうに私は思います。ただ、これは国の全体を見える方たちが、国会において、また様々な審議体において真剣に議論していることですから、気持ちは分かりますよ、簡単に全部なくせと、そのほうが楽かもしれません、気持ちは。ただ、そう簡単にいかないということだけは指摘したいと思います。

○鈴木（ひ）委員

原発にしても、ずっと再稼働に、そういう方針、ベースロード電源ということで、そういう方針が第5次の方針だったわけです。その方針があるがために、再生可能エネルギーを抑制しているということになっていると思うのです。そのために補助金も削減して、本当だったら、もっともっと進められるところを抑制してきた。そして、いろいろそういう太陽光発電とかが進んだ九州地域などでも原発を再稼働したために、電力が余ったときには、まず原発を使って、太陽光での発電をストップするという、そういう政策の逆の方向に今なっているわけです。だから、私は、原発をベースロード電源ということではなくて、原発をきっぱりと廃止する、そういう方向、方針を出してこそ、再生可能エネルギーが一気に上がるのだと思います。

それで、ヨーロッパでも再生可能エネルギー、どんどん増えています。100%という目標を立ててやっているところもあります。そういう方針を立てることが大事だと思うのです。それなのに、今、これだけの事故を起こしながら、逆行しているわけです。だって、9基も再稼働して、さらに再稼働を進めていくという、そういう方向ですから、この地震大国で。しかも、原発ほど高コストになるものはないわけですから、私はそういうことを皆さんと議論を進める中で、エネルギー政策、これだけの災害を起こしている、これをストップさせるためにどうあるべきなのかということを議会の中で議論していくというのはすごく大事なことだと思うので、ぜひ皆さんと意見を交換し合いたいと思います。

○鈴木（博）委員

今、請願の審査をしているので、私は請願の審査を行いたいのですけれども。議会で行いたいと、これは議会ではなくて特別委員会ですから、今出ているその請願の審査に関して、前向きな討論というか、質疑を行って、それで賛否を問うということが当然の進行だと思うので、委員長は、その辺のことを確認しながら運営をお願いしたいと思います。

○安藤委員長

これは特別委員会で、私たち議員が設置している委員会であり、なおかつ、請願・陳情審査なので、委員同士の議論というのも認められておりまして、しかも、今回は、区議会から意見書を提出してくださいという内容になっておりますので、私としては、全然問題ない質疑というか、委員同士の質疑を進めてもらって、なければいけないと思いますけれども、それで進めているところでございます。

○鈴木（博）委員

この請願には、再生可能エネルギーに関して意見書を求めると書いてあるので、原発を廃止しろというような意見書ではないような気がするのですが、いかがでしょうか。

原発を廃止するという事で意見を交換するということが今のこの委員会の委員同士の議論の対象になるのでしょうか。委員長のお考えを伺いたいです。

○安藤委員長

お尋ねなのでお答えしますが、請願項目を見れば、意見書を提出してくださいと。その基本計画の中には、脱原発も入れてください、主眼にしてくださいということを書いているので、大きく外れていると私は思っておりません。

〔「少し外れています」と呼ぶ者あり〕

〔「外れていませんよ」と呼ぶ者あり〕

○安藤委員長

外れていないと思います。

○たけうち委員

いずれにしても、先ほど意見は申し上げましたので、もうこれ以上、うちの会派は議論をしたいと思っていないので、結論を出していただきたいと思います。

○安藤委員長

それはそれで1つの意見なので。

○吉田委員

先ほどの質疑で私の考えは分かっていたかかなと思ったので、あえて手を挙げなかったのですが、意見ということで、この文書を国に提出するよう区議会に働きかけられている。区議会としては、区にも働きかけてほしいという請願です。その内容について、原子力発電を即刻廃止するとともにという文言辺りが、多分今の議論の争点ということかなと思います。

生活者ネットワークとして紹介議員になっております。その中で、やっぱり即刻廃止というのがどうなのかというのはありました。ただ、やっぱりこれは区民の方の思いですので、それを国に対して求めてほしいというところでは、先ほど質疑をいたしましたけれども、品川区は再生可能エネルギーでCO2削減を目指しているわけです。今後、ぜひもっと前向きな環境基本計画になるといいなと思うのですが、その方向性は区としても同じですので、区民の思いとして、実務的に即刻廃止というのは、原発は止めるにしても時間がかかるというのがそもそものリスクですから、難しいことがあるかもしれませんが、意見としては、これはあってもいいのではないかとということで、議論の俎上に上げるために紹介議員にならせていただきました。ぜひこれについては、私としては、採択というふうには、後の態度表明のときになりますけれども、進めていっていただきたいというふうに思います。

○安藤委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○安藤委員長

ほかにご発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

それでは、まず、令和3年請願第5号の取扱いについてご意見を伺いたいです。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党からお願いします。

○渡辺委員

自民党は、結論を出す、そして不採択で。

理由に関しましては、先ほど来、議論の中でも、原子力発電の即刻廃止、脱原発社会等が強調されています。これに関しては国のエネルギー政策である点が1つ。それと、品川区の立場からしたら、先ほどの環境基本計画にも記載のように、国や都の計画との整合性を図りというのが大前提だと思いますので、ここには難しさがあると。よって、不採択という考えです。

○たけうち委員

本日結論を出すで、不採択をお願いします。

先ほども述べたとおり、原発の即刻廃止、これは国の電力行政の在り方、電源構成にかかってくることで、今、国で検討するという事になっておりますので、我々のほうでそれを先んじる考えはないかなと思っております。

○鈴木（博）委員

結論を出す。不採択をお願いします。

再生可能エネルギーのさらなる活用を求めるということに関しては、私たちの会派も全くそのとおりでと思うのですが、品川区も既に先進的な事業をたくさんされておりますので、それをしっかりとさせていただくように要望して、この件に関しては不採択で、もう既にやっていることですからということをお願いしたいと思います。

○おくの委員

結論を出すで、採択をお願いします。

脱炭素社会に向けて再生可能エネルギーを主力電源化する。そのために原子力発電を廃止する方針とともに、石炭火力発電を縮小していくというのは非常にもっともなことだと思います。こういうエネルギー政策を根本的に転換していく戦略をとることによって、脱炭素政策が具体的に実現していくのだと思います。採択をお願いいたします。

○吉田委員

本日結論を出してください。それで、採択をお願いいたします。

理由は、繰り返しになりますが、先ほどから品川区が再生可能エネルギーでCO2削減を目指すということで進んでいるということで、これはとても評価しているところですが、こういう意見書を出せるのは、先進的に頑張っている自治体だからできることではないでしょうか。品川区の姿勢をさらに推進するためにも、国に対して意見書を提出していただきたいと思います。

それから、出すほうとして、やっぱり東京電力福島第一原子力発電所の事故、これは福島の人たちの電気ではなくて東京都内の私たちが使っていた電気の発電所による事故だということを忘れてはいけません。そういうところにある自治体ということと、再生可能エネルギーを積極的に推進している自治体だからこそ、ぜひ、このような意見書を提出する資格があるし、提出するべきだというふうに思います。

○安藤委員長

それでは、令和3年請願第5号につきましては、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藤委員長

それでは、令和3年請願第5号は、結論を出すことに決定いたしました。

先ほどの質疑で、それぞれの方のご意見を伺いましたので、令和3年請願第5号につきましては、挙手により採決を行いたいと思います。

お諮りいたします。

令和3年請願第5号、「第6次エネルギー基本計画策定に当たり、再生可能エネルギーの更なる活用促進を求める」意見書を国に提出することを求める請願を、採択とすることに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○安藤委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

次に、令和3年陳情第23号の取扱いについてご意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらかご発言願います。

また、結論を出すのであれば、その結論についてもご発言ください。

それでは、自民党からお願いいたします。

○渡辺委員

結論を出す、そして不採択でお願いします。

陳情の要旨、1番、2番、3番とある中で、まず1番、先ほどの質疑のご答弁の中で、ゼロカーボンへ向けての品川区の高い意欲が見受けられたこと。そして、2番、3番については、周知啓発や、あるいは環境学習の点、環境行動の支援は、品川区環境学習交流施設、こちらが大きな象徴であり、あるいは起点になると、これが高く見込まれること。そして、先ほどのゼロカーボンにしても、方向性、取組みが十分示されているという点で、既にもう方針、方向性が見られるということで、そういった発展的に考えて、前向きに捉えての不採択です。

○たけうち委員

本日結論を出す、不採択でお願いします。

理由については、先ほども述べたとおり、これは全て、今、品川区がやっており、これからも強化するというようになっております。それで、そうしたものについて、いろいろなこの陳情者の方の思いの中で、場合によっては趣旨採択とするケースもありますけれども、今回の場合、区外の方、また、その辺の情報がこちらにもない部分がありますので、出てきたもの全てを採択というわけにいかないという、そういう理由も含めて不採択でお願いします。

○鈴木（博）委員

本日結論を出す、不採択でお願いします。

理由に関しましては、先ほど述べたものと同一なので、今回は特にそれ以上の言及はいたしません。

○おくの委員

本日結論を出すで、採択でお願いします。

国会で宣言を出したことは、単なる気候変動の問題ではなく、危機だという宣言、認識を持ったということ、それから、それを法律にまで高めたこと、非常に高い意義を有するものだとは私たちは思っております。同様に区でも宣言を出すことは非常に高い意味を持つと思います。採択でお願いしたいと思っております。

○吉田委員

本日結論を出す、採択でお願いいたします。

若干繰り返しになりますけれども、品川区はゼロカーボンに向けて意欲的に取り組んでいます。意欲的に取り組んでいないところは宣言は出せません。意欲的に取り組んでいるところだからこそ、ゼロカーボンシティ宣言をして、さらにその姿勢を示して、区民にも啓発を進める必要があるというふうに思っています。ということで採択をお願いします。

○安藤委員長

それでは、令和3年陳情第23号につきましては、結論を出すのご意見でまとまったようでございますので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藤委員長

それでは、令和3年陳情第23号は、結論を出すことに決定いたしました。

先ほどの質疑でそれぞれの方のご意見を伺いましたので、令和3年陳情第23号につきましては、挙手により採決を行います。

お諮りいたします。

令和3年陳情第23号、ゼロカーボン達成に向けた取組みの推進に関する陳情を、採択とすることに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○安藤委員長

賛成者少数でございます。

よって、本件は、不採択と決定いたしました。

以上で、請願・陳情審査を終了いたします。

3 報告事項

(1) もったいないレシピコンテストの開催について

○安藤委員長

次に、予定表3の報告事項を聴取いたします。

まず初めに、(1)もったいないレシピコンテストの開催についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○河内環境課長

私からは、もったいないレシピコンテストの開催について、ご説明させていただきます。

恐れ入ります。お手元の資料をご覧くださいと思います。

目的でございますが、食品ロス発生を抑制するレシピである「もったいないレシピ」を募集いたしまして、広く区民の方に周知することによりまして、多くの区民の方の食品ロス削減意識を高めるとともに、日常的な削減行動を推進することを目的とするものでございます。

次に、コンテストの開催内容でございますが、募集期間につきましては、7月12日月曜日から8月27日金曜日までとする予定でございます。

応募要件につきましては、記載の3点でございます。

応募資格につきましては、区内在住・在勤・在学。

また2点目につきましては、レシピは応募者自らが考案したものというところでございます。また、使用する食材につきましては、記載のとおりでございます。

また、調理器具につきましては、一般に普及しているものを使うというところがポイントとなっているところがございます。

次に、応募方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、審査方法をご覧いただきたいと思えます。

一次審査につきましては、品川区環境活動推進委員が、二次審査は、食品ロス削減に知見を有する特別審査員が、それぞれ実施するものでございます。

恐れ入ります。裏面でございます。

入賞者の表彰につきましては、全ての応募レシピの中から最大9作品を入賞作品といたしまして、表彰および副賞の授与を行うものでございます。

入賞作品でございますが、10月25日より、区ホームページなどによりまして公開し、周知を行う予定でございます。

周知方法、掲示につきましては、記載のとおりでございます。

○安藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○湯澤委員

1点だけ。このもったいないレシピコンテスト、これは非常に、私、個人的には、文字とか、絵や色使いがとてもやわらかくて、和やかなイメージで、とてもよいデザインだなというふうに思っております。

ただ、これ、目的としては、食品ロス削減意識を高めるというところであると思うのですけれども、その部分が、このチラシの右下に「日本では、年間約600万トンの食品ロスが発生！」というふうに書いてありまして、私はここがすごく重要な部分なのかなというふうに思っております。そのうちの46%が家庭から出ている、そして国民1人当たり、1日茶わん1杯分をロスしているというふうに消費者庁でもうたっているかと思えます。

なので、これだけを見ると、私、ちょっと思ったのが、正直、冷蔵庫にある食品、せっかく買った食品がもったいないからレシピにして使いましょうみたいなどころにも受け取られてしまうのかなというふうに思っているところがあって、今、CMなどだと、おにぎりがごろごろ転がって穴に落ちていく、これが食品ロスなのだよと、びっくりするような、ああいうインパクトのあるものもある。これは確かにレシピのコンテストというところであるとは思いますが、ぜひもう少し食品ロスに対するもの、そういうところを大きくやったほうがいいのかなという、これは意見として言わせていただきます。

○安藤委員長

ほかにございますか。

○吉田委員

経費が152万円というふうになっております。もう少し内訳とか、今、お手元で分かるようでしたら教えてください。

○河内環境課長

委員会の運営経費が大部分を占めておりまして、詳しい資料が手元にないものですから、主に委員会の開催経費が占めるものでございます。

副賞については、表記のとおりでございますので、それほど経費はかかっていない状況でございます。

○吉田委員

分かりました。経費については、そういうことですね。

これ、品川区環境活動推進委員の方による審査ということですが、環境活動を、一般的な活動をしていらっしゃる方なのかなというふうに思っていて、それが誤解だったらごめんなさい。ただ、このもったいないレシピのレシピの工夫とかを評価できる人という、環境の視点とはまたちょっと違う人があってもいいのではないかなというふうに思ったのですけれども、その辺については、いかがでしょうか。

○河内環境課長

この委員でございますが、公募区民の中で、主婦の方、学生の方、様々な立場の方が含まれておりまして、以前、フードドライブなどをご経験された方も中には含まれておられるような状況でございます。主婦の目線や学生の目線、いろいろな目線を持ちまして、こういったものの評価を進めていくという予定でございます。

○吉田委員

ありがとうございました。そういう方たちの、いろいろな食べる立場の方のご意見も必要かなというふうに思いますので、分かりました。

先ほど、湯澤委員からも少しご意見がありました。あまりがちがちに環境問題と打ち出してしまうと、それはそれで楽しみながら参加していただくというところが難しいのかなと思うのですけれども、この自分たちがやった活動がどうつながるかというところを、この活動のコンテストの中で、もう少し表現していただくと、参加意欲が高まる、ただおいしく食べるだけではなくて、そういうことが環境問題につながるのだということを理解していただくような今後の工夫が何かあれば、さらにいいかなというふうに思いました。これは意見です。

○松澤委員

周知のことで1つ質問なのですけれども、区民への周知の中でSNS等とありますけれども、これは要は、インスタで発信するとか、フェイスブックであるとか、具体的に発信することなのでしょうか。

○河内環境課長

区のホームページはもとより、ツイッターなどでも発信させていただきまして、紙しかご覧になれない世代以外の方でも、こういったところに触れていただきますように、しっかり啓発をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○松澤委員

ありがとうございます。最近いろいろほかの陳情でもありますけれども、周知不足といいますか、発信はしているのですけれども、やっぱり理解されないというのが、結構、声として多いので、正にこういういい企画は、やっぱり区民の方に知られないということ自体が本当にもったいないなと思いますので、周知の徹底をまたよろしく願いいたします。

○安藤委員長

ほかにございますか。

○こんの委員

まず基本的なところを確認させてください。

取組みの1つとして、これは非常に大事な取組みの1つだというふうに考えております。そうしたときに、これまで、もったいないという観点で、これは食をしていますけれども、レシピを応募してもら

うという、こういう取組みというのを過去やっていたかどうかという基本的なところの確認と、今後これを続けていくということが1つ大事なかなというふうに思うところです。意識啓発というところで、やっぱり1回、2回、3回と繰り返していく中で、区民の皆さんへ周知が行き、そして、レシピ集などもこの先できてくると、より一層、啓発につながっていくのかなと思うところですが、その辺について、今後の見通し、取組みなども併せて教えてください。

○河内環境課長

まず、レシピコンテストのような取組みでございますが、これが初となるものでございます。今まで、いわゆるフードドライブ向けの取組みが長くあったのですが、一定数の周知も進んできたことから、次はやはり取組んでいただきます一般家庭の方に向けて何かというところで、特に家庭の中にあるもので、買ってはいたのだけれど使わなかったとか、賞味期限が来て捨ててしまったとか、いわゆる食品の中の廃棄に関するエネルギーについても、CO₂は発生するわけでございますので、そういった面からも、ぜひ見直していただきながら、おいしいものをつくり、さらに家計にも優しいというところで、ぜひ主婦の皆様の知見をこういったところに活用させていただきながら、同時にエコ意識もちょっと高めていきたいということで、こういったことは様子を見ながらというのは変ですけども、成果を踏まえながら、今後、継続に向けて考えを進めていきたいというようなところでございます。

○こんの委員

ありがとうございます。ぜひこうした取組み、教育委員会とも少し連携をとりながらというところで考えるわけなのですが、いわゆる家庭科の教育というところでも、やっぱり学校の取組みとして、給食を残さないというところにもつながっていく、こうした考え方を連動していけると、また、学生、生徒、児童から家庭へという、こうした1つの流れもできるのかなというふうに考えるところですけども、当然お考えになっていると思いますけれども、教育委員会とは、これに関しては、今は何も連携はないのでしょうか。あったら教えてください。

○河内環境課長

まずレシピコンテストをスタートしてみようというところでございますので、まだ連携のところまで具体的なところにはいっていない状況でございますが、特に給食などを含めまして、食の大切さというところは、現在は、環境問題、CO₂問題についてフォーカスしているところでございますが、二次的なところでそういったところも非常に大事なものというふうに認識しておりますので、そういったところも視野に入れながら、今後進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○こんの委員

ありがとうございます。そうすると、学校に対しては、お手紙というか、学校に通知、今はそこら辺のところぐらいですか。その辺はいかがでしょうか。

○河内環境課長

チラシなどの配布も学校側のほうにやっているとございますので、今後、特別なものは何かというのは検討しながら進めてまいります。

○安藤委員長

ほかにございますか。

○吉田委員

揚げ足を取るわけではないのですが、今、こんの委員から、教育委員会との連携というようなお話も出ました。先ほどの課長のご答弁の中で、賞味期限が切れたものとかというようなことがあって、

あえてここですけれども、消費期限が切れたものはあまり使わないほうがいいと思うのですが、賞味期限というのは使うことが可能です。だから、何かそういうことでもったいないことになっているものが結構あると思うのです。そういうことも、このもったいないレシピコンテストの、ちょっと豆知識みたいところで、さりげなく啓発とかを進めていただけたらいいと思うのですが、その辺について、いかがでしょうか。

○河内環境課長

表現が不適切で申し訳ございませんでした。委員のおっしゃるとおりでございます、そのような考えを基に、食に無駄がないように進めてまいりたいというところが考え方の本質的なところでございます。

○安藤委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(2) 品川区災害時受援計画の策定について

○安藤委員長

次に、(2)品川区災害時受援計画の策定についてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○山本防災課長

それでは、私から品川区災害時受援計画の策定についてご説明いたします。

こちらの計画は、災害発生時に他の自治体などからの人的支援、物的支援の円滑な受援を行うための計画で、6月に策定が完了したものになります。

内容につきましては、災害対策本部内での内部的な手順などではありますが、受援については、災害時の区民生活に直結する部分になりますので、本委員会にてご報告をさせていただきます。

まず、A4資料、品川区災害時受援計画の策定についてをご覧ください。

1、策定の背景ですが、大規模災害が発生した直後は行政機能が著しく低下し、区単独では膨大な災害対応業務全てに対応することが困難であることが見込まれるため、全国の自治体や防災関係機関などからの応援を円滑に受け入れるための準備や体制が必要不可欠だというふうに考えてございます。

次に、2の策定の目的ですが、大規模地震が発生した場合の他自治体などからの人的支援や物的支援の受入れに係る各部の役割分担やルールなど、区における受援体制を具体化することによって、応援職員や支援物資を効果的に活用することを目的としております。

次に、3の他計画との関係性ですが、災害発生時には、品川区地域防災計画と品川区業務継続計画に定められた業務を実施することとなりますが、この受援計画は、外部からの応援職員や支援物資を円滑に受入れ、最大限活用する体制を整備する計画として、それらの業務の実効性を確保する計画としての位置づけとなります。

次に、4の計画の構成については、第1章から第5章まで記載のとおりとなっております。

内容につきましては、A3資料の資料1「品川区災害時受援計画（概要版）」、こちらに基づきまして説明をしたいと思いますので、資料1をご覧ください。

第1章、総則につきましては、2番の本計画の位置づけ等までご説明しておりますので、続きまして、3番、本計画における受援業務の範囲をご覧ください。

まず、人的受援につきましては、災害対応の初動期と応急期における短期派遣に係る業務までを計画に含めております。

物的受援につきましては、避難所生活者がピークになる初動期から復旧初期までとなっております。

次に、4、受援業務の体制についてですが、人的受援は、総務部が総括を担い、各部からの人的応援ニーズの取りまとめや調整などを行います。

物的受援につきましては、区民支援部が地域内輸送拠点を經由して入ってくる支援物資の総括を担い、避難所対策部などからのニーズの取りまとめや調整などを行うこととなります。

続きまして、資料右上の第2章、自衛隊・警察・消防からの受援について、ご説明いたします。

各機関との連絡調整は、指令情報部が行うこととなります。また、各機関への要請につきましては、災害対策本部長の判断で実施してまいります。各機関との具体的な調整などは、区に派遣されてくる情報連絡員を通じて行うこととなります。

続きまして、第3章、人的受援についてご説明いたします。

1、人的受援の種類につきましては、国、地方公共団体や民間企業など、様々な制度、枠組みに基づいて行われることとなります。

2、人的受援の体制についてですが、災害対策本部に受援の受入れに関する庁内調整を行う本部受援担当と、各部内で調整を行います部受援担当を設置し、その間でニーズ調整などを実施いたします。

3、人的受援の受入手続きについてですが、応援職員の活動スペースや執務環境の整備は区のほうで確保に努めることとなります。

また、受入れに関する基本的な流れについては、こちらに記載のとおりでございまして、その内容をタイムラインに落とし込んだものを、次のページに記載してございます。

次に、4、受援対象業務の整理についてですが、今後、受援対象業務ごとに受援シートを作成いたしまして、事前に応援職員に行ってもらい業務内容や留意事項などを記載し、円滑に業務に従事してもらえよう準備を整えておく予定です。

続きまして、第4章、物的受援について、ご説明いたします。

1、物的受援に関する考え方ですが、発災後3日間は、東京都と区で備蓄している物資で、避難所生活者に対して支援を行い、4日目以降は、都や広域応援自治体、災害時相互応援協定締結自治体などに応援要請を行い、支援物資の受入れを行います。

次に、資料右側です。2、物的受援の体制についてですが、区民支援部が本部受援担当として、物的受援に関する取りまとめや調整等を行うこととなります。

次に、3、物的受援の受入手続きにつきましては、こちらのタイムラインに記載のとおりでございます。

次に、4、区内における支援物資の輸送についてですが、方針、基本的な考え方といたしまして、大規模災害発生後は、速やかに大井競馬場または旧東品川清掃作業所に地域内輸送拠点を開設いたします。同時に、地域内輸送拠点運営チームを編成いたしまして、発災2日目以降、都や国から供給された物資を地域内輸送拠点で受領し、避難所ごとに仕分、輸送をいたします。

輸送の対象は、区民避難所、二次避難所、福祉避難所、補完避難所として、地域センターごとに区分をすることといたします。

最後に、第5章、受援計画の実効性の確保についてですが、今回策定した計画を基に、研修・訓練などを行いながら、職員への周知と計画内容の適時見直しなどを行うことにより、計画の実効性を確保し

てまいります。

○安藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言願います。

○小芝委員

ご説明ありがとうございます。

自衛隊・警察・消防からの受援ということで、都知事に要請する時間がない場合、また、通信の途絶等により都知事に対する要請ができない場合に、区の災害対策本部長から自衛隊に通知をする。そういった場合に練馬の第1師団のほうから派遣されるというところで、19ページに、その受入先が大井ふ頭中央海浜公園となっておりますのですけれども、まず、この場所を決めたその理由を教えてください。

○山本防災課長

活動拠点場所の指定ですけれども、こちらは東京都が区内何か所かの指定をしております、品川区に関して言うと、こちらの大井ふ頭中央海浜公園というところで、東京都が指定をしているものでございます。

○小芝委員

ありがとうございます。イメージだと、中央海浜公園から西側のほうに移動するとなると、品川区だと、多分橋が2本、人道橋もありますけれども、2本かかっている、そこから入っていくのかと思うのですが、それ以外にも、例えば京浜運河を渡って、陸地といいますか、西側のほうに入っていくって活動を展開されるということ想定されているのかどうか、確認をお願いします。

○山本防災課長

実際の活用方法は、災害が起こって、その被害状況等に応じて少し変わってくるのかなというふうに思っているのですが、今、委員がおっしゃったとおりの方法が基本的なところになるというふうに考えてございます。

○安藤委員長

ほかにごございますでしょうか。

○吉田委員

ちょっとしっかり読み取れているという自信がないのですが、いつの時点だったか、ボランティアをされている方のほうから、東京都のボランティアとかを受け入れる体制がちゃんとできていないというような指摘を受けて、どうしたらいいのだろうか。その方は東京都からほかのところにボランティアにいかれるときにその課題を受け止めて、東京都もそれはできないのではないかとというようなことでご意見を受けました。これは品川区の計画ということで、みんな支援の要請のところから始まっているように読み取れるのですが、今、阪神大震災以降、何か災害があると、可能な限り支援に行こうという流れが一般的な人々の間で進んでいて、東日本大震災のときも、行く先も決めず、とにかく物資を積んで、生協関係なのですけれども、とにかく出発するということなのです、もう全国各地から。そうすると、そういう方たちは、今はもう携帯とか、いろいろなものがありますので、走っている過程で、どこなら通れるとか、どこに行けばいいということが大体は把握できて、今のところは実現できているのですが、受援計画という場合には、その辺を受ける側としても、一定その体制を整えておく必要があるのかなというふうに思うのですが、それについては、どの辺に表現されているのか教え

ていただければと思います。

○山本防災課長

受援の部分に関する考え方ですが、こちらの計画につきましては、基本的には、国や都、それから自治体からの応援の受援に関する計画になっているところでございます。

こちらのモノ・ヒトの部分は、制度として全国的に整っているところでございますので、また、区として個別で協定を結んでいる自治体との受援等を行うところになりますので、その辺りについて記載をしていく計画になっていますので、個人としての扱いは、この計画上記載をしていないところでございます。

○吉田委員

でも、そういうことが起きることは想定しておいたほうがいいのかなど。繰り返しますけれども、阪神大震災以降、ボランティアということがすごく市民の間で意識が高まってきていて、とにかく困難な立場にいる人たちがいるのであれば、何かをしなければということで、私は、それは非常に素晴らしい行動だなというふうに思うのですけれども、そういう方たちの行為を生かせるような、来られなかったらしようがないですけれども、来てくださったときに、その方たちの行為を最大限受け止めることが、その方たちの思いに応えることにもなると思いますし、その辺のことについては考えておいたほうがいいのかというふうに思います。大体は、東京都で考えれば、都とか何とかに先に連絡が行って、そこから、では、あそこに行ってくださいというような指示が出るのだとは思いますが、そういう東京都との連携も含めて、もし何か今、進行形でも考えておられることがあったら伺いたいと思います。

○山本防災課長

ボランティアの受入れに関しましては、今年の1月、社会福祉協議会と災害時ボランティアセンターの設置運営に関する協定を結んでおりまして、区の福祉部と社協のほうでボランティアセンターを立ち上げて、そこで一般的なボランティアの受入れ、それから調整を行う形になってございます。

また、東京都が一般的に専門ボランティアといい、資格をお持ちのような方、そういったボランティアの受入れ等を行って、そのボランティアセンターを通じて、都と区のほうで需給調整等を行っていくというふうに考えているところでございます。

社協のほうでも、訓練を行ったり、マニュアルづくりを区と一緒にやっておりますので、そういったものにに基づきながらボランティアの受入れは行っていきたいというふうに考えてございます。

○吉田委員

分かりました。せっかくの思いだけでも、こういう言い方は失礼だけでも、来ていただいて、その受入れができていないと、かえって、中には結果としてちょっと迷惑に感じてしまったり、そういうこともあるというふうには伺っております。でも、基本的に、そういう思いは、私は、想定して生かしていくことが、今後のこの災害の多い日本の中では必要なことではないかというふうに思いますので、ぜひご検討いただけたらと思います。

社協のほうとか福祉関係のところをやっているということですので、それは了解しましたけれども、そういうことがこの受援計画全体の中にきちんと位置づけられている必要もあるのかなというふうに思いました。これは意見です。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

○たけうち委員

一番最後のページの第4章3番のタイムラインの表の中で、その前にもちょっとありますけれども、国からのプッシュ型支援、それからカウンターパート団体の決定通知、この辺の流れ、特に国からのプッシュ型支援というのが、熊本地震だったか、どこかその辺りから始まったのか、いわゆる要請がなくても駆けつけるみたいなイメージだったような気がするのですけれども、その辺のご説明を教えてください。

○平原防災体制整備担当課長

物的受援のところの国からのプッシュ型支援でございますけれども、これまでの大きな災害で、被災した自治体が混乱いたしまして、必要量を国に伝えることができないという反省から、熊本地震を契機といたしまして、国が被災自治体の意向を待たずに、恐らくこのぐらいの被害であればこのぐらいの物資が必要であろうというものを、一方的に持ってくるというのがプッシュ型支援でございます、熊本地震からそういったものが徐々に整備されているところでございます。

また、カウンターパート団体というところでございますけれども、広域支援というような概念でございます、例えば首都圏で大きな地震が発生しましたら、地震の被害のない、例えば関西でありますとか、東北でありますとか、そういったところが例えば何々県は東京都に入るとか、そういったものがまず大枠で決まりまして、その中でさらに、どこの市町村がどうするというような形の細部が決まってくるものでございます。こういったものをカウンターパート団体というふうに言っておりまして、大きな広域的な枠組みでございますので、都道府県単位で決まるものでございます。

○たけうち委員

非常にありがたい実務的なというか、実態に即したというか、そういった臨機応変な対応をしていただけのことにも既に計画に盛り込まれているという。ただ、こちらからの要請ではないがゆえに、先ほどボランティアのお話もありましたけれど、そういうことを踏まえて、それが来たときに、実際に計画を立ててもそのとおりにいかないことも多いとは思いますが、こういうところも、ここに計画を立てられているので、しっかりそこも事前にいろいろと考えていらっしゃるのだなということが1つありました。何かそれについて、もしあればということと、それから、恐らくそれに類するというか、場合によってはそれ以上に頼りになる災害の協定を結んでいる山北町、早川町、宮古市とか、いろいろなところと友好関係、また協定を結んでいるので、そういうところと、なかなか疎遠になっているところもあるかなという思いもあるのですけれども、その辺を年に1回とか、年に2回とか、数年に1回とか、こういった計画を基に、お互いのやり取りみたいものはされているのでしょうか。

○山本防災課長

災害時の協定を結んでいる自治体との関係ですけれども、こちらは直接お会いして何かというのは行っておりませんで、年1回、少なくとも連絡先の確認であったり、担当者の確認というようなところでの体制というところはあるのですけれども、今後、災害の協定の内容とか、見直し等も行いながら、顔の見える関係とか、そういうものを築けるように、検討会等を開けるように、いろいろ検討していきたいというふうに思っております。

○たけうち委員

いろいろな事業、その他の事業を通じて、密接に日頃から防災ではないところで連携されている自治体もあるでしょうし、なかなか古くからのおつき合いだけでも、ちょっと疎遠になっているようなところもあるのかななどという中で、やっぱり非常に大事な、何かあったらこちらもお助けしな

ければいけないでしょうし、お互いさまなわけですけれども、そういう関係のところは、やっぱり日頃からさらに大事にしていきたいなと思います。要望です。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

○こんの委員

第5章の受援計画の実効性の確保というところをお聞きしたいと思います。

ここで「実効性を確保するためには、作成した計画をもとに研修・訓練を実施し」と、また、「職員への周知と点検・検証」というふうに計画としてなっているわけですが、具体的には、受援で相手がいったり、物が運ばれてくる。どういう訓練を具体的にするのか、そこら辺を教えていただきたいのと、また、その訓練をどれぐらいの頻度で計画としてやっていき、職員の方にも周知を徹底していくのか、その辺を教えてください。

○山本防災課長

実効性の確保について、研修また訓練というところですが、これから具体的に考えていきたいというふうには思っています。

内容としましては、机上であったり、シミュレーションして、具体的に避難所を開く部署がありますので、そういった部署と、あと本部、そことのやり取りをどう進めていくとか、物資のところも、仮想にはなりますけれども、どういったルートで、どういった量を輸送していくかというような仮想をつくってから訓練等を行っていききたいというふうには考えてございます。

○こんの委員

これからだということですが、どうしても計画をつくった後の具体的な動きがどうなされていくかということが非常に大事になっていくというふうに思いますので、そこら辺のところを、頻度としてどれぐらいなのかということもご答弁いただきたいと思いますが、より実効性のあるところの確保の訓練はどうしたものもいいのかも考えていただければ、何かご答弁がありましたら、お願いします。

○平原防災体制整備担当課長

私から、現在考えております物資の今後の受援の訓練といたしましうか、練度の向上につきまして、ご説明させていただきます。

まず、協定団体という形で、物資につきましては、ある一定を過ぎましたら応援をいただくような形になるのですけれども、今はその方々とお話ができているというような段階でございます。実際に、例えば区の災害対策本部でどのような情報を持っていて、それをどのような形で、その団体にお伝えすることができるのか、まずはそういったところから始めさせていただきます、そういう共通認識ができました段階で、次に実際に物資が集積するところでの荷さばきを、実際にこういった場でやるのですよということを分かってもらう。あるいは、そういったところからどこに運んでいけばいいのか、運んでいったときに、どのような形で荷おろしができるのか、どう配布するのか、そういったところの一連の流れを、実際にトラックを出すところが最終目標ですけれども、そういったところができるように、訓練をだんだんと大きくしていけるように今考えてございます。

○安藤委員長

ほかにございますでしょうか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

(3) 新防災ラジオについて

○安藤委員長

次に、(3)新防災ラジオについてを議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明願います。

○平原防災体制整備担当課長

それでは、私から、新防災ラジオについてご報告いたします。

本件につきましては、7月6日の総務委員会で、第50号議案、防災ラジオ他の買入れについてとしてご審議いただきまして、全会一致でご承認いただいたものでございます。本日は、当委員会におきまして、その内容についてご報告させていただきます。

お配りさせていただきましたA4判の資料をご覧ください。

まず、防災ラジオにつきましては、区の災害時緊急情報配信の核でございます防災行政無線を補完する目的で、平成24年度に導入いたしました。その後、平成29年度から令和3年度、今年度まで行っております防災行政無線発信電波のデジタル波への移行に伴いまして、来年度、令和4年12月1日以降、防災ラジオの中心的特徴でございます自動起動がされなくなってしまうと見込まれます。このため、新たな防災ラジオを導入するため、令和3年度に区が購入を行い、令和4年度に希望する区民に販売することによりまして、令和4年12月1日以降も、防災行政無線の補完として、区民の避難行動の一助として役立てていただくこととさせていただきます。

続きまして、機種の特徴でございますけれども、1つ目は、防災行政無線に連動し、ラジオが自動起動して緊急放送がされるというような機能を有しております。品川区では、FMしながわの開局の際に、防災行政無線の緊急放送がされた場合には、FMしながわの通常放送に割り込んで放送することとしております。新しい防災ラジオは、この仕組みを活用し、ラジオを起動させ、FMしながわに選局させることによりまして、緊急情報を放送することとしております。

2つ目は、ラジオの選局がボタン方式になった点でございます。6つの放送局を聴取することが可能でございます。

なお、この6局につきましては、災害時における情報収集という点から、災害時に緊急放送を行いますFMしながわ、ニュース放送が充実しているNHK第1およびNHKFM、さらには、平常時における高齢者層の聴取状況などを勘案いたしまして、TBSラジオ、文化放送、ニッポン放送、こちらの計6局を選定したところでございます。

続きまして、主な対象者といたしましては、スマートフォンなどネット環境を用いて自ら情報を得ることが難しい方を主な対象として想定しておりまして、具体的には、高齢者や障害をお持ちの方、世帯主の住民税が非課税である世帯の方を考えてございます。また、現在、既に防災ラジオをお持ちの方につきましても、引き続き緊急情報を受信できるよう、主な対象と考えてございます。

防災ラジオにつきましては、今ご説明させていただきました主な対象者を含めた区民に対するあつ旋販売のほか、防災区民組織本部長に貸与することとしており、合計で5,300台を令和3年度に準備いたします。

なお、区民への販売につきましては、前回の購入者や高齢者、障害をお持ちの方、世帯主の住民税が非課税である世帯に対しては、低廉な価格であつ旋できるように今後してまいりたいというふうに考えてございます。

今後でございますが、契約を締結後、事業者において防災ラジオの製造が行われ、令和4年3月18日までに区に納品されることとなっております。これと並行いたしまして、令和4年2月を目途に、平成24年度の防災ラジオを購入した方へ個別に案内を配布し、その後、令和4年度に入りまして、前回購入者以外の方へ案内を行い、購入希望者へ順次配送してまいります。

○安藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等ございましたら、ご発言願います。

○松澤委員

1個だけ確認させてください。この防災ラジオ、防災行政無線から緊急情報が放送されると自動受信して流れるという話ですよね。これは、先ほど、ちょっと前の受援計画でも訓練というお話が出ましたけれども、要は、緊急時だけではなくて、定期的に、1年に1回でも、そういう受信の訓練というか、テストというのはやったりするのでしょうか。

○平原防災体制整備担当課長

訓練といいましょうか、実際に自動起動するかの確認というところでございますけれども、新しい防災ラジオでは、現在考えているところでは、月に一度程度、日付を決めまして放送するというのを考えてございます。そちらの内容につきましては、単に音が鳴るだけでしたらよく分からなくなりますので、何らかの言葉を入れて、ちゃんとつながっていますということが分かるような状況にしたいというふうに思っております。

○松澤委員

ありがとうございます。こういう緊急時にしか流れないものは、やっぱりそういった定期的に流すことがとても大事だと思うので、ぜひよろしく願いいたします。

○安藤委員長

ほかにございますか。

○吉田委員

今のご質問に関連するのですが、そのことも併せて周知されるのでしょうか。それが周知されないと、不具合なのかどうなのかというのが分からないのではないかとというのが1点。

それから、今まで購入された方たちが、皆さん、それを買い替えるということを想定しておられると思うのですが、そうすると、今までのラジオは、機能も落ちてしまうわけだし、廃棄、その回収とかを考えておられるのか、ぜひ回収していただきたいと思うのですが、その辺については、いかがでしょうか。

○平原防災体制整備担当課長

先ほどの定期的な通信に関する周知でございますけれども、大変失礼いたしました。もちろんこちらにつきましては、あらかじめ日を限った形でさせていただこうと思っておりますので、広報しながらをはじめ様々な媒体を用いて事前周知に努めたいと思っております。

また、前回購入者の方で新たにこちらのラジオを購入された方につきましては、まず1つ目には、ラジオそのものにつきましては、自動起動がされなくなりますけれども、通常のラジオとしては引き続き使えるものでございますので、まずは、まだ使える家電製品というところで、ご活用いただければというふうに考えてございます。もし仮に既に壊れているというようなことでございましたら、品川区が定める小型家電の廃棄方法に従いまして、各家庭で廃棄していただければというふうに考えているところ

でございます。

○吉田委員

テストの広報というのもすごく大事だと思います。広報しながらとか、そういうところを使われるということですが、そもそもお知らせが個別に行くわけですから、毎月何日には試験放送がありますみたいなことも一緒に個別にお知らせがいったらいいのかなというふうに思います。

それから、今、たくさん物を持ちたくないという方もいらっしゃると思うのです。新たな機能がついたラジオのほうが当然いいわけですし、そうしたら、それは使えるけれども、もう2台は要らないという方もいらっしゃると思います。環境の問題にもなりますけれど、ぜひそれについては回収ということも考えていただけたらと思います。

今、緊急事態宣言のところでしたか、だから、これが実現される頃はそのようなことはないと思うのですが、小型家電の回収の拠点も遠かったりして、日にちも限られていますし、高齢の方とか障害のある方にとっては、そこまで持って行って、きちんと適正に廃棄してくださいというのも、なかなか難しいのではないかとこのように思います。ぜひその辺まで配慮をしていただけたらと思いますが、それについてももしお考えがあれば伺いたいと思います。

○平原防災体制整備担当課長

まず、それぞれお持ちのラジオを、その後、不必要というようなご判断に至ったような希望者につきまして、どうするかといったところにつきましては、まだ何か決まったというところではございませんけれども、あつ旋の際までには、その辺のところを決めていきたいと思いますが、まず考え方といたしましては、使えるものはぜひ使ってくださいというようなところでご紹介させていただければというふうに思っているところでございます。

○安藤委員長

ほかにございますか。

○おくの委員

私からは、防災ラジオ、ここに自ら災害情報を収集することが難しい方を主な対象とすると書かれています。こういう方にとっては本当に大事な情報収集手段だと思います。こういう方にとって、本当に手に入れやすいようなお値段で配布していただきたいと思います。

総務委員会でも申し上げたのですが、前回の配布は、高齢者、障害者、住民税非課税世帯の方が2,000円で、一般の方が4,000円だと伺いました。そこにも配慮があるのですが、今、周辺の区を調べましたところ、総務委員会でも申し上げたのですが、例えば港区では、そういう方に対して1,000円で配布されているのです。中央区では、そういう方に限らず、一般の区民に1台1,000円で配布されている。それから千代田区は、やっぱり高齢者とか障害者手帳をお持ちの方などには無償で配布されている。あるいは江東区に至っては、無償で全戸配布されているという例が昨年あるのです。それはやっぱり防災ラジオのこういう防災上の重要性からして、それを鑑みてのことだと思うのです。江東区のようなやり方も非常に重要だし、あるいは、少なくとも高齢者、障害者、住民税非課税世帯といったような方に対しては、ほかの区のような、1,000円でも負担があるということ自体が大変な方というのはたくさんいらっしゃると思うので、無償で配布するというようなことを考えていただきたいと非常に思います。その点いかがでしょうか。お伺いたします。

○平原防災体制整備担当課長

まず、価格についてでございますけれども、委員ご指摘のとおり、様々な周辺区で何らかの形での低

廉な価格の設定があるということはこちらも承知しているところでございます。

なお、価格そのものにつきましては、あっ旋販売自体が令和4年度ということもございますので、今の現状では、特段まだ検討が進んでいるものではございません。次年度予算というところの枠組みで検討が進められる形になるのですけれども、今お話のございました他区の実例でございますとか、あるいは、どのようなところに重点的にこちらが配布といいましょうか、広まっていたきたいというところもございますので、そういったところも含めて価格設定を考えていきたいなというふうに思っておりますが、こちらをぜひ個人の中でも大切にさせていただきたいというところもございますので、何らかの形でのご負担というところは考えているところでございますが、いずれにいたしましても、様々な状況を勘案いたしまして、そちらのほうの検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○おくの委員

今、コロナ禍でもありますし、障害者の方や住民税非課税世帯のような非常に低収入の方というのは、私どもの想像できないような負担感を持たれることだと思えます。防災ラジオというのは命にも直結するようなお話ですので、そのところを考えていただいて、無償ということも、よくよく考えていただきたいと思えます。お願いしておきます。

○安藤委員長

ほかにございますか。

○たけうち委員

総務委員会でもあったので確認ですけれども、いわゆる防災ラジオで流れる同じ情報が、スマートフォンとかで、私などもそうですけれども、区の防災行政無線のものとか、いろいろ流れてきますよね。スマホで、文字で、メールとかで。ツイッターもそうでしょうけれども。ああいうもので同じものが流れてくるのは、何が流れてくるのでしょうか。

○平原防災体制整備担当課長

令和2年度から、スマートフォンなどを使いまして、防災行政無線における放送をテキスト配信させていただいているところでございますけれども、防災行政無線の放送には大きく2つがございます。

1つ目は、緊急放送です。避難していただきたいなどの放送。もう1つは、一般放送というもので、例えば防災訓練がいついつありますというような内容のものなのですが、今回、配信対象としておりますスマホにつきましても、防災ラジオにつきましても、いずれも緊急放送を対象としておりまして、そういったものが流れるような形になっております。

なお、スマートフォンにつきましては、先ほど言いましたとおり、令和2年度から緊急放送を中心に、テキスト配信をさせていただいているところでございます。

○たけうち委員

そうすると、比較的スマートフォンを日頃から使われて、よく見ていらっしゃる方は、防災ラジオがもちろんあるにこしたことはないのですけれども、なくても文字で確認できると、こういうことかということと、あと、前回、防災ラジオを同じぐらいの台数販売させていただいて、その後に、結構我々の下にも、知らなかったのが欲しいというような声があったときに、たしか、これは5,000台ですけれども、ある程度台数がまとまらないと、ちょっと補正は組めないのだと、このようなご答弁、寂しい回答をいただいたのですけれども、やっぱりどうしても今回も一定程度数がまとまらないと、今後、どれくらいまとまれば、まだ仮の話で恐縮ですけれども、1台、2台では、多分追加で買えないのだと思うのですけれども、その辺が分かれば教えてください。

○平原防災体制整備担当課長

まず、台数でございますけれども、前回導入いたしました平成24年度のときは、スマートフォンの世帯普及率がまだ50%を切る段階、細かくは49.5%という段階でございましたが、一方で、昨年度、2020年度につきましては、86.8%と、スマートフォンの普及が非常に進んでいるような状況でございます。先ほどございましたように、スマートフォンで情報をとれる方につきましては、スマートフォンの様々な媒体、スマートフォン1つで、LINEにしても、ツイッターにしても、あるいは、しなメールにしても、入れていただくことができますし、あるいは、ラジオもスマートフォンで聞くことができますので、そういったところがまず主流になるのかなと思います。

一方で、そうは言いましても、まだスマートフォンをお持ちでない方というのは当然いらっしゃるわけでございますので、そういった方々に、引き続き防災ラジオを使っていたいただきたいということもございまして、まずは前回購入者の数字をベースとさせていただきましたので、台数も似たような台数になってございます。

それで、今後でございますけれども、もしその台数でというようなことになりましたら、まだ具体的には何台からできるというところは、ちょっとそこまでの話はいっていないのですけれども、先ほど委員からご指摘がありましたとおり、1台、2台というのはなかなか難しいところでございますが、それなりの数量ということになるかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても、どのぐらいの需要があるのかというところを、令和4年度の販売のところでは早急に取りまとめて、今後どうしていくのかも併せて、また検討を進めてまいりたいと思います。

○たけうち委員

先ほどあれしたとおり、スマートフォンで文字放送も、ラジオもそうですけれども、同じ情報を得られますよということも併せて周知していただいて、本当に必要な方には手元に届けていただくのですけれども、それを知らないで、買ったはいいのだけれども、あとで、何だ、スマートフォンでも同じ情報を聞けるのかとなる方がいてもあれなので、必要な方に回らないといけないので、その辺の周知も併せてお願いしたいと思っております。

○安藤委員長

ほかにございますか。

ほかにご発言がないようですので、以上で本件及び報告事項を終了いたします。

4 その他

(1) 議会閉会中継続審査調査事項について

○安藤委員長

次に、予定表4のその他を行います。

初めに(1)議会閉会中継続審査調査事項についてでございますが、書記に申出書(案)を配付していただきます。

〔書記 配付〕

ただいまお配りしました申出書(案)のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藤委員長

ありがとうございます。では、この案のとおり、申し出いたします。

(2) その他

○安藤委員長

次に、その他で何かございますか。

特にないようですので、以上でその他を終了いたします。

以上で、本日の予定は全て終了いたしました。

これをもちまして、災害・環境対策特別委員会を閉会いたします。

○午後0時33分閉会